

那覇市公報

第 1 3 7 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課） 519
- 那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（市立病院管理課）
..... 520
- 那覇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例（消防本部総務課）
..... 521
- 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例（消防本部
総務課） 522
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会学校教育
課） 525
- 那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例（こども課） 526
- 那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税制課） 527

◇規 則

- 那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
（消防本部総務課） 528

◇公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課） 529

条 例

那覇市条例第30号

平成15年 9 月30日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第37条第2項第2号中「1.7重量キログラム毎平方センチメートル」を「0.17メガパスカル」に、「2.5重量キログラム毎平方センチメートル」を「0.25メガパスカル」に改める。

第38条第1項中「第13条の2第1号」を「第13条の3第1号」に改め、同条第2項中「規定により設ける泡消火せん」を「泡消火設備のうち、移動式の泡消火設備」に改め、同項第1号中「泡消火せんは、」を削り、同項第2号中「泡消火せん」を「ホース接続口」に、「当該設置個数が4を超えるときは、4」を「4個を超えるときは、4個」に、「泡消火せんの配管内」を「配管内」に改め、同項第3号中「泡消火せん設備は、」を削り、「泡消火せん(設置個数が4を超えるときは、4個の泡消火せんとする。)」を「ホース接続口(4個を超えるときは、4個とする。)」に、「3.5重量キログラム毎平方センチメートル」を「0.35メガパスカル」に改め、同条第3項中「泡消火せん設備」を「泡消火設備」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものには、自動火災報知設備を設けなければならない。

第41条第4項を次のように改める。

- 4 第1項又は令第26条第1項に掲げる特定防火対象物(複合用途対象物にあっては、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分に限る。)に設ける通路誘導灯は、B級以上とし、取付け高さは、床面から2.5メートル以下としなければならない。

付 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

那覇市条例第31号

平成15年 9 月30日

公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

那覇市立病院使用料及び手数料条例（平成14年那覇市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

新生児給食料	1 日につき	実費相当額
--------	--------	-------

」

「

新生児給食料	1 日につき	実費相当額
外来透析受診者食事料	1 食につき	600円以下で管理者が定める額

」

を

に

改める。

付 則

この条例は、平成15年10月 1 日から施行する。

那覇市条例第32号

平成15年10月 1 日

那覇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団の設置等に関する条例（1972年那覇市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、位置及び区域は」を「及び区域は、」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	区 域
那覇市消防団	那覇市全域

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第33号

平成15年10月 1 日

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例（昭和47年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「位置及び名称」を「名称及び位置」に改める。

第3条を次のように改める。

（消防本部の名称及び位置）

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市消防本部	那覇市銘苅2丁目3番8号

第4条の見出し中「位置、名称」を「名称、位置」に改め、同条中「位置、名称及び管轄区域は」を「名称、位置及び管轄区域は、」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

名称	位 置	管 轄 区 域
那 覇 市 西 消 防 署	那覇市銘苅2丁目3番8号	字銘苅、銘苅1丁目、銘苅2丁目、銘苅3丁目、字古島、おもろまち1丁目、おもろまち2丁目、おもろまち3丁目、おもろまち4丁目、字安里の一部、安里3丁目、泊1丁目、泊2丁目、上之屋1丁目、首里末吉町1丁目の一部、首里末吉町2丁目、首里末吉町3丁目、首里末吉町4丁目、古島1丁目、古島2丁目、首里儀保町2丁目の一部、首里儀保町4丁目の一部、首里桃原町1丁目の一部、首里桃原町2丁目、首里山川町1丁目の一部、首里山川町2丁目の一部、首里山川町3丁目の一部、字松川の一部、松島1丁目、松島2丁目、字真嘉比、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、字大道の一部、字安謝、安謝1丁目、安謝2丁目、天久1丁目、天久2丁目、字天久、泊3丁目、字上之屋、曙1丁目、曙2丁目、曙3丁目、

		港町 1 丁目、港町 2 丁目、港町 3 丁目、港町 4 丁目、安里 1 丁目、安里 2 丁目、壺屋 1 丁目、樋川 1 丁目、樋川 2 丁目、楚辺 1 丁目、楚辺 2 丁目、字楚辺、字古波蔵、字壺川、字二中前、旭町、泉崎 1 丁目、泉崎 2 丁目、松尾 1 丁目、松尾 2 丁目、牧志 1 丁目、牧志 2 丁目、牧志 3 丁目、久茂地 1 丁目、久茂地 2 丁目、久茂地 3 丁目、松山 1 丁目、松山 2 丁目、前島 1 丁目、前島 2 丁目、前島 3 丁目、若狭 1 丁目、若狭 2 丁目、若狭 3 丁目、久米 1 丁目、久米 2 丁目、辻 1 丁目、辻 2 丁目、辻 3 丁目、西 1 丁目、西 2 丁目、西 3 丁目、東町、通堂町、壺川 1 丁目、壺川 2 丁目、壺川 3 丁目、住吉町 1 丁目、住吉町 2 丁目、住吉町 3 丁目、垣花町、垣花町 1 丁目、垣花町 2 丁目、垣花町 3 丁目、奥武山町、山下町、鏡原町、字小禄、小禄 1 丁目、字田原、田原 1 丁目、田原 2 丁目、田原 3 丁目、田原 4 丁目、金城 1 丁目、金城 2 丁目、金城 3 丁目、金城 4 丁目、金城 5 丁目、字鏡水、字安次嶺、字当間、字大嶺、字宮城、字赤嶺、赤嶺 1 丁目、赤嶺 2 丁目、高良 1 丁目、高良 2 丁目、高良 3 丁目、字字栄原、字栄原 1 丁目、字栄原 2 丁目、字栄原 3 丁目、宮城 1 丁目、字具志、具志 1 丁目、具志 2 丁目、具志 3 丁目
那 覇 市 中 央 消 防 署	那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号	字安里の一部、字大道の一部、松川 1 丁目、松川 2 丁目、松川 3 丁目、繁多川 1 丁目、繁多川 2 丁目、繁多川 3 丁目、繁多川 4 丁目、繁多川 5 丁目、字真地、字識名、識名 1 丁目、識名 2 丁目、識名 3 丁目、識名 4 丁目、字上間、上間 1 丁目、字仲井間、字国場、長田 1 丁目、長田 2 丁目、字寄宮、寄宮 1 丁目、寄宮 2 丁目、寄宮 3 丁目、三原 1 丁目、三原 2 丁目、三原 3 丁目、壺屋 2 丁目、字与儀、与儀 1 丁目、与儀 2 丁目、字古波蔵、古波蔵 2 丁目、古波蔵 3 丁目、古波蔵 4 丁目、首里大名町 1 丁目、首里大名町 2 丁目、首里大名町 3 丁目、首里平良町 1 丁目

	目、首里平良町2丁目、首里末吉町1丁目の一部、首里儀保町1丁目、首里儀保町2丁目の一部、首里儀保町3丁目、首里儀保町4丁目の一部、首里桃原町1丁目の一部、首里大中町1丁目、首里大中町2丁目、首里山川町1丁目の一部、首里山川町2丁目の一部、首里山川町3丁目の一部、字松川の一部、首里寒川町1丁目、首里寒川町2丁目、首里金城町1丁目、首里金城町2丁目、首里金城町3丁目、首里金城町4丁目、首里真和志町1丁目、首里真和志町2丁目、首里池端町、首里当蔵町1丁目、首里当蔵町2丁目、首里当蔵町3丁目、首里崎山町1丁目、首里崎山町2丁目、首里崎山町3丁目、首里崎山町4丁目、首里赤田町1丁目、首里赤田町2丁目、首里赤田町3丁目、首里鳥堀町1丁目、首里鳥堀町2丁目、首里鳥堀町3丁目、首里鳥堀町4丁目、首里鳥堀町5丁目、首里汀良町3丁目、首里赤平町1丁目、首里赤平町2丁目、首里久場川町1丁目、首里久場川町2丁目、首里石嶺町1丁目、首里石嶺町2丁目、首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目
--	--

付 則

この条例は、平成15年11月4日から施行する。

那覇市条例第34号

平成15年10月1日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表教育委員会の項中

「

那覇市就学指導委員会	特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の就学指導に関すること。
那覇市立学校適正規模等審議会	市立学校の適正規模及び適正配置に関すること。

」を

「

那覇市立学校適正規模等審議会	市立学校の適正規模及び適正配置に関すること。
那覇市就学指導委員会	特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の就学指導に関すること。
那覇市立学校結核対策委員会	結核の精密検査を要する児童及び生徒の判定並びに市立学校の結核対策に関すること。
那覇市立幼稚園2年保育モデル事業評価委員会	市立幼稚園における2年保育モデル事業の評価に関すること。

」に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第35号

平成15年10月 1 日

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市乳幼児医療費助成条例（平成 5 年那覇市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 乳幼児 6 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。

第 4 条中「満 3 歳又は満 4 歳」を「3 歳に達する日の属する月の翌月 1 日以後の者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成16年 1 月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第36号

平成15年10月 1 日

那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市税条例の一部を改正する条例（平成15年那覇市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第1号中「第1条の3」を「第4条」に改め、同条第3号中「第1条の2」を「第2条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第70号

平成15年10月 1 日

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する
規則

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和47年那覇市規則第
56号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「消防団は、」の次に「本部及び」を加え、同条中第 2 項を第 4
項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 本部に団長及び副団長 2 人を置く。
- 3 本部の位置は、那覇市東町26番12号とする。

第 5 条中「消防団長」を「団長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

那覇市公告第 5 8 号

平成 15 年 9 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号) 第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)